

加東市地域防災計画【風水害対策編】(案) 新旧対照表

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1～4（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社(兵庫支店) 株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1～4（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社(兵庫支店) 株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー兵庫導管部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 （略）

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会（市内の登録歯科医院）	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会（市内の登録薬局）	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会（市内の加入動物病院）	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農協組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練

＜改 正 後＞

ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>電気通信設備の整備と防災管理</u>	<u>1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</u> <u>2 災害時における非常緊急通信</u>	<u>被災電気通信設備の災害復旧</u>	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 （略）

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会（市内の登録歯科医院）	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会（市内の登録薬局）	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会（市内の加入動物病院）	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農協組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 <u>要配慮者</u> の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

2 災害時の危険物・施設の安全措置	
<p>2 市民・事業所</p> <p>広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。</p>	
区 分	責 務
市 民	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 減災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

2 災害時の危険物・施設の安全措置	
<p>2 市民・事業所</p> <p>広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。</p>	
区 分	責 務
市 民	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 減災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

「要配慮者」への字句の修正

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件（略）

第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人/k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯（略）

地域別人口・世帯（略）

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件（略）

第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人/k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

令和2年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約8.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯（略）

地域別人口・世帯（略）

令和2年国勢調査に伴う修正

年齢別・地域別人口（略）

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,310	44,591

資料) 平成27年国勢調査

年齢別・地域別人口（略）

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,645	44,147

資料) 令和2年国勢調査

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴（略）

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴（略）

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針（略）

災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1章 基本方針（略）

災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1)～(13)（略）

(14) 災害時要援護者支援対策の充実

(15)～(20)（略）

(1)～(13)（略）

(14) 要配慮者 支援対策の充実

(15)～(20)（略）

第2～第4（略）

第2～第4（略）

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備（略）

第1節 組織体制の整備（略）

第2節 研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第2節 研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第1 研修（略）

第1 研修（略）

第2 防災訓練

市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

第2 防災訓練

市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

1 総合防災訓練（略）

2 個別防災訓練

1 総合防災訓練（略）

2 個別防災訓練

「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練</p> <p>① 対策のシミュレート訓練 ② 他機関との連携訓練等</p>	<p>市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練</p> <p>① 対策のシミュレート訓練 ② 他機関との連携訓練等 <u>③ 鉄道事故等地震に伴う複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した訓練等</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>(4) 実地訓練 (略)</p>	<p>(4) 実地訓練 (略)</p>	
<p>3 「1.17は忘れない」地域防災訓練 (略)</p>	<p>3 「1.17は忘れない」地域防災訓練 (略)</p>	
<p>第3・第4 (略)</p>	<p>第3・第4 (略)</p>	
<p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p>	<p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p>	
<p>大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p>	<p>大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p>	
<p>第1～3 (略)</p>	<p>第1～3 (略)</p>	
<p>第4 応援・受援体制の整備</p>	<p>第4 応援・受援体制の整備</p>	
<p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「<u>災害時応援受け入れガイドライン</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</p>	<p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「<u>兵庫県災害時受援計画</u>」<u>「災害時応援受け入れガイドライン</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 (略)</p>	<p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 (略)</p>	
<p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p>	<p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p>	
<p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p>	<p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p>	
<p>第1～第6 (略)</p>	<p>第1～第6 (略)</p>	
<p>第7 市民に対する通信連絡手段の整備</p>	<p>第7 市民に対する通信連絡手段の整備</p>	
<p>市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、<u>災害時要援護者等</u>、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実を努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。</p>	<p>市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、<u>要配慮者</u>等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実を努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正</p>

<p>〈 現有の主な情報伝達手段例 〉 (1)～(12) (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>1 指定緊急避難場所 (略) 2 指定避難所</p> <p>浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和2年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。</p> <p>(1) 指定基準</p> <p>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件） 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） 災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。 <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その 	<p>〈 現有の主な情報伝達手段例 〉 (1)～(12) (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>1 指定緊急避難場所 (略) 2 指定避難所</p> <p>浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和2年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。</p> <p>(1) 指定基準</p> <p>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件） 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） <u>要配慮者</u>の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。 <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その 	<p>「要配慮者」への字句の修正</p>
--	--	----------------------

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- 指定避難所は、_____避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備（略）

第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器_____等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、_____にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。

1 避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮
間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

(2)～(7)（略）
2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮（略）

第4 避難所運営組織の育成

(1)（略）
(2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。
(3)（略）

第5～第7（略）

際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備（略）

第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）_____計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び_____高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

1 避難所施設の利用上における女性や要配慮者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮
間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や要配慮者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

(2)～(7)（略）
2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮（略）

第4 避難所運営組織の育成

(1)（略）
(2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。
(3)（略）

第5～第7（略）

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う修正

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

<p>第8 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上（略）</p> <p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>第2 食料</p> <p>1 備蓄、調達</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、<u>清涼飲料水</u>等の副食・飲料水</p> <p>③（略）</p> <p>(4) 方法（略）</p> <p>第3 生活必需物資</p> <p>1 備蓄、調達</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 品目 発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、<u>災害時要援護者</u>のきめ細かなニーズにも配慮することとする。</p> <p>表（略）</p> <p>(4) 方法（略）</p> <p>2 搬送等（略）</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第12節・第13節（略）</p>	<p>第8 避難指示等発令判断の準備</p> <p><u>市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>第9 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上（略）</p> <p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>第2 食料</p> <p>1 備蓄、調達</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶_____等の副食・飲料水</p> <p>③（略）</p> <p>(4) 方法（略）</p> <p>第3 生活必需物資</p> <p>1 備蓄、調達</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 品目 発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、<u>要配慮者</u>のきめ細かなニーズにも配慮することとする。</p> <p>表（略）</p> <p>(4) 方法（略）</p> <p>2 搬送等（略）</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第12節・第13節（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う削除</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p>
---	---	---

第14節 災害時要援護者支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第2 災害時要援護者支援体制の確保

1 支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、次の(1)～(8)のうち、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

- (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯等）
- (2) 心身障害者（身体、知的、精神）
- (3) 乳幼児
- (4) 難病患者
- (5) 寝たきりや認知症のある者
- (6) 傷病者
- (7) 妊産婦
- (8) 外国人（日本語が理解できない人）

2 災害時要援護者支援体制の整備

- (1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備
防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (2) ・(3) （略）
- (4) 訓練・研修の実施
災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。
- (5) マニュアル等の作成
市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。

3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立

- 災害時要援護者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (1)～(3) （略）

第3 災害時要援護者自らの備えの充実

災害時要援護者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。

第14節 要配慮者 支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第2 要配慮者 支援体制の確保

1 要配慮者 支援体制の整備

- (1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備
防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (2) ・(3) （略）
- (4) 訓練・研修の実施
要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。
- (5) マニュアル等の作成
市は、要配慮者支援のための体制を充実させるため、「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」を参考に、「要配慮者支援に関するマニュアル」等の作成に努める。

2 要配慮者 への情報伝達手段の確立

- 要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (1)～(3) （略）

第3 要配慮者 自らの備えの充実

要配慮者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」は、災害対策基本法第8条第2項第15条で定義されているため削除

数字のずれ
「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正
県指針改訂に伴う名称修正

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

第4 社会福祉施設等の整備

1～3 （略）

4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。

また、災害時要援護者に配慮した支援体制を検討する。

第5 災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施

- (1) 県が実施する災害時要援護者関連施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。
- (4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1/1000年確率の降雨）を前提とした区域とし、避難確保計画の作成、見直しを推進する。
 - ① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
 - ③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所
 - ア 避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の災害時要援護者関連施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。
 - イ （略）
- (6) 災害時要援護者関連施設については、資料編に記載する。

第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。

第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）

第2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援

第4 社会福祉施設等の整備

1～3 （略）

4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。

また、要配慮者に配慮した支援体制を検討する。

第5 要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施

- (1) 県が実施する要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が設定された場合には、同区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。
- (4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1/1000年確率の降雨）を前提とした区域とし、避難確保計画の作成、見直しを推進する。
 - ① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
 - ③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所
 - ア 避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。
 - イ （略）
- (6) 要配慮者利用施設については、資料編に記載する。

第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。

第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）

第2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者利用施設」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>(3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、<u>社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練</u>の実施に努める。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第16節 水防対策の充実 (略)</p> <p>第17節 土砂災害対策の充実</p> <p>風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。</p> <p>第1 警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該警戒区域に災害時要援護者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第18節 中山間地等における風水害対策</p> <p>中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害時要援護者に対する支援対策</p> <p>市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。</p> <p>第19節・第20節 (略)</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 (略)</p>	<p>(3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、<u>地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに</u>、これらの団体が積極的に参画できる<u>防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）</u>の実施に努める。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第16節 水防対策の充実 (略)</p> <p>第17節 土砂災害対策の充実</p> <p>風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。</p> <p>第1 警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該警戒区域に<u>要配慮者</u>が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第18節 中山間地等における風水害対策</p> <p>中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者に対する支援対策</p> <p>市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による<u>要配慮者</u>への<u>情報伝達体制を</u>整備しておく。</p> <p>第19節・第20節 (略)</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
--	--	--

<p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 風水害に対する平常時の心得</p> <p>①～⑫（略）</p> <p>⑬ <u>災害時要援護者（外国人を含む。）</u>への配慮</p> <p>⑭～⑯（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 学校における防災教育</p> <p>(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 地域_____と連携した防災訓練の効果的実施方法について</p> <p>エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。</p> <p>市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実に努める。</p> <p>第1 方針（略）</p> <p>第2 活動</p> <p>自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。</p> <p>1 防災計画（マニュアル）の内容</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、<u>災害時要援護者</u>への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）</p> <p>(9)～(11)（略）</p> <p>2 自主防災組織の編成（略）</p>	<p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 風水害に対する平常時の心得</p> <p>①～⑫（略）</p> <p>⑬ <u>要配慮者及び外国人</u>への配慮</p> <p>⑭～⑯（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 学校における防災教育</p> <p>(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 地域<u>や消防団員等</u>と連携した防災訓練の効果的実施方法について</p> <p>エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。</p> <p>市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実に努める。</p> <p>第1 方針（略）</p> <p>第2 活動</p> <p>自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。</p> <p>1 防災計画（マニュアル）の内容</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、<u>要配慮者</u>への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）</p> <p>(9)～(11)（略）</p> <p>2 自主防災組織の編成（略）</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p>
---	---	---

<p>3 自主防災組織の活動内容 (1) 平常時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑨ (略) ⑩ <u>災害時要援護者の把握</u> ⑪ (略) (2) 災害発生時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑦ (略) ⑧ <u>災害時要援護者の支援</u></p> <p>4 その他 (略)</p> <p>第3 自主防災組織への指導、支援 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備 市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p> <p>第1 電力施設の整備等 (略)</p> <p>第2 ガス施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1 大阪ガス株 <u>の取組</u> 大阪ガス株は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組 (略)</p> <p>第3 電気通信施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>3 自主防災組織の活動内容 (1) 平常時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑨ (略) ⑩ <u>要配慮者</u> の把握 ⑪ (略) (2) 災害発生時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑦ (略) ⑧ <u>要配慮者</u> の支援</p> <p>4 その他 (略)</p> <p>第3 自主防災組織への指導、支援 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備 市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p> <p>第1 電力施設の整備等 (略)</p> <p>第2 ガス施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1 大阪ガス株、大阪ガスネットワーク株 <u>の取組</u> 大阪ガス株、<u>大阪ガスネットワーク株</u>は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組 (略)</p> <p>第3 電気通信施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	---

第4 県外からの避難の受入れ体制の整備（略）

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立（略）

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 災害対策要員の確保 被害情報の収集・分析・伝達 通信手段・情報網の確保 防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の提供、広報活動の実施 災害救助法の適用 人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 水防活動等被害拡大防止活動の実施 災害時要援護者等の安全確保対策の実施 避難対策の実施 食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 交通規制等交通の確保対策の実施 緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後 1日程度 以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の設置 被災者への生活救援対策の実施 災害ボランティアの受入環境整備 土木施設復旧の実施 感染症対策等保健・衛生対策の実施 遺体の火葬等の実施 学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後 1週間程度以 降)		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

(1)～(8) (略)

(9) 災害時要援護者支援対策の実施

(10)～(23) (略)

第3 大規模事故等災害応急対策の実施（略）

第4 県外からの避難の受入れ体制の整備（略）

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立（略）

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 災害対策要員の確保 被害情報の収集・分析・伝達 通信手段・情報網の確保 防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の提供、広報活動の実施 災害救助法の適用 人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 水防活動等被害拡大防止活動の実施 要配慮者等の安全確保対策の実施 避難対策の実施 食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 交通規制等交通の確保対策の実施 緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後 1日程度 以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の設置 被災者への生活救援対策の実施 災害ボランティアの受入環境整備 土木施設復旧の実施 感染症対策等保健・衛生対策の実施 遺体の火葬等の実施 学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後 1週間程度以 降)		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

(1)～(8) (略)

(9) 要配慮者支援対策の実施

(10)～(23) (略)

第3 大規模事故等災害応急対策の実施（略）

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

1 配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組織	配備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1)・(2) (略)	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1)・(2) (略)	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
(水防警戒本部)	水防第1号配備	(1)・(2) (略)	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1)～(4) (略)	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3（高齢者等避難）を市が発令するとき。 ※警戒レベル3の発令基準は、第3章第4節第1「避難指示等」に記載	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

1 配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組織	配備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1)・(2) (略) <u>(3) この他、市長が必要と認めるとき</u>	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1)・(2) (略) <u>(3) この他、市長が必要と認めるとき</u>	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
(水防警戒本部)	水防第1号配備	(1)・(2) (略)	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1)～(4) (略)	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3（高齢者等避難）を市が発令するとき。 ※警戒レベル3の発令基準は、第3章第4節第1「避難指示等」に記載	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

配備基準の追記

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊又は土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。
--------	---------	---	-----------------------------------

災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊又は土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。
--------	---------	---	-----------------------------------

2 配備の伝達（略）

2 配備の伝達（略）

第2 連絡・警戒体制

第2 連絡・警戒体制

市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

1 水防連絡体制（略）

1 水防連絡体制（略）

2 水防警戒本部（警戒体制）

2 水防警戒本部（警戒体制）

予め指定した職員により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。水防計画も踏まえて対応するものとする。

予め指定した職員により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。水防計画も踏まえて対応するものとする。

(1)～(5)（略）

(1)～(5)（略）

名称	加東市水防警戒本部
本部長	副市長
副本部長	教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内
設置基準	水防第1号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。

名称	加東市水防警戒本部
本部長	副市長
副本部長	教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、 秘書広報課長 、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内
設置基準	水防第1号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。

第3 水防対策本部及び災害対策本部

第3 水防対策本部及び災害対策本部

市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。

市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、

加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	長、教育振興部長、こども未来部長、 秘書室長 、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	こども未来部長、病院事業部事務局長、 秘書室長 、防災課長、加東消防署副署長、消防団長		長、教育振興部長、こども未来部長、 秘書広報課長 、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	こども未来部長、病院事業部事務局長、 秘書広報課長 、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正
設置場所	加東市役所内	加東市役所内	設置場所	加東市役所内	加東市役所内	
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき。	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき。	設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき。	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき。	
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが消滅したと認めるとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。	廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが消滅したと認めるとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。	
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例	根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例	
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。	その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。	
<p>■組織図（略）</p> <p>■事務分掌（略）</p> <p>■水防配備体制における事務分掌（略）</p> <p>■災害配備体制における事務分掌</p>			<p>■組織図（略）</p> <p>■事務分掌（略）</p> <p>■水防配備体制における事務分掌（略）</p> <p>■災害配備体制における事務分掌</p>			
対策部	事務分掌		対策部	事務分掌		
本部事務局	<p>(防災課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置（廃止） 2 配備体制、その他本部命令の伝達 3 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5 各部、各班との連絡調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等 9 災害、気象情報及び被害状況の収集 10 災害救助法の適用申請 11 防災功労者の顕彰等 12 その他本部業務の庶務 		本部事務局	<p>(防災課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置（廃止） 2 配備体制、その他本部命令の伝達 3 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5 各部、各班との連絡調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等 9 災害、気象情報及び被害状況の収集 10 災害救助法の適用申請 11 防災功労者の顕彰等 12 その他本部業務の庶務 		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>総務対策部</p> <p>部長 総務財政部長</p> <p>副部長 まちづくり政策部長</p> <p>担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 まちづくり創造課</p> <p>人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>1 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ</p> <p>2 部内の応援</p> <p>(秘書室)</p> <p>1 本部長及び副本部長の秘書</p> <p>2 災害視察者その他見舞者の応接</p> <p>3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理</p> <p>4 災害に関する市民への広報</p> <hr/> <p>(企画政策課・まちづくり創造課)</p> <p>1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等</p> <p>2 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録</p> <p>3 災害復興計画の総合的な企画</p> <p>4 <u>CATVによる広報</u></p> <p>5 <u>CATV関連施設の被害状況把握及び機能確保</u></p> <p>6 部内の応援</p> <p>(人事課)</p> <p>1 職員の動員、各部の配置調整</p> <p>2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務</p> <p>3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務</p> <p>4 災害救助、救援のための作業員等の雇用</p> <p>5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生</p> <p>6 職員被災状況の情報収集</p>	<p>総務対策部</p> <p>部長 総務財政部長</p> <p>副部長 まちづくり政策部長</p> <p>担当課等 議会事務局 <u>秘書広報課</u> 企画政策課 まちづくり創造課 <u>デジタル推進課</u></p> <p>人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>1 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ</p> <p>2 部内の応援</p> <p>(秘書広報課)</p> <p>1 本部長及び副本部長の秘書</p> <p>2 災害視察者その他見舞者の応接</p> <p>3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理</p> <p>4 災害に関する市民への広報</p> <p>5 <u>CATVによる広報</u></p> <p>6 <u>CATV関連施設の被害状況把握及び機能確保</u></p> <p>(企画政策課・まちづくり創造課)</p> <p>1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等</p> <p>2 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録</p> <p>3 災害復興計画の総合的な企画</p> <hr/> <p>4 部内の応援</p> <p>(人事課)</p> <p>1 職員の動員、各部の配置調整</p> <p>2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務</p> <p>3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務</p> <p>4 災害救助、救援のための作業員等の雇用</p> <p>5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生</p> <p>6 職員被災状況の情報収集</p>	<p>加東市事務分掌条例の一部 改正に伴う修正</p>

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
	<p>(総務財政課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画 <p>(管財課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時優先電話の確保 2 災害対策物資、資材の調達及び配送 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5 庁舎内及び周辺の警備 6 災害応急工事の契約等 7 物的支援の受入れに対する対応 <p>(税務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2 被災者台帳の作成及びり災証明書発行 3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4 市税全般の相談 5 税に関する各種申請窓口の設置 6 部内の応援 <p>(会計課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金の出納 2 災害関係費支出命令審査及び出納 3 見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4 部内の応援 		<p>(総務財政課・デジタル推進課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画 <p>(管財課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時優先電話の確保 2 災害対策物資、資材の調達及び配送 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5 庁舎内及び周辺の警備 6 災害応急工事の契約等 7 物的支援の受入れに対する対応 <p>(税務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2 被災者台帳の作成及びり災証明書発行 3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4 市税全般の相談 5 税に関する各種申請窓口の設置 6 部内の応援 <p>(会計課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金の出納 2 災害関係費支出命令審査及び出納 3 見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4 部内の応援 	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
<p>生活対策部</p> <p>部長 健康福祉部長</p> <p>副部長 福祉総務課長</p> <p>担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課</p>	<p>(福祉総務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 福祉避難所の開設及び運営等 ボランティアの受入れ及び調整 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 生活必需品及び物資の支給に関する事務 生活福祉資金等の融資 災害援護資金の貸付 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 各種申請窓口の設置 <p>(社会福祉課・高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 避難者の誘導、収容 要配慮者等の救援 被災者に対する食料品の調達、配給 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 救援物資の受入れ及び配送 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 避難者の情報の取りまとめ及び管理 行方不明者の捜索、情報管理等 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 被災者の生活（福祉）相談 その他被災者生活救援対策 <p>(人権協働課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 部内の応援 	<p>生活対策部</p> <p>部長 健康福祉部長</p> <p>副部長 福祉総務課長</p> <p>担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課</p>	<p>(福祉総務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 福祉避難所の開設及び運営等 ボランティアの受入れ及び調整 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 生活必需品及び物資の支給に関する事務 生活福祉資金等の融資 災害援護資金の貸付 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 各種申請窓口の設置 <p>(社会福祉課・高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 避難者の誘導、収容 要配慮者等の救援 被災者に対する食料品の調達、配給 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 救援物資の受入れ及び配送 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 避難者の情報の取りまとめ及び管理 行方不明者の捜索、情報管理等 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 被災者の生活（福祉）相談 その他被災者生活救援対策 <p>(人権協働課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 部内の応援 	
<p>保健対策部</p> <p>部長 委員会事務局長</p> <p>副部長 健康課長</p> <p>担当課 健康課 委員会事務局</p>	<p>(健康課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 医療ボランティアの受入れ及び調整 医療機関等の被害調査及び応急対策 医療救護本部設置の検討 応急救護所の設置支援 傷病者名簿等の作成 保健衛生用資機材の調達 保健医療情報の収集 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 保健衛生、感染症の予防対策 防疫活動（資機材、薬剤調達） 食品衛生及び食中毒の予防 被災者の心のケア対策及び健康管理 <p>(委員会事務局)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部内の応援 	<p>保健対策部</p> <p>部長 委員会事務局長</p> <p>副部長 健康課長</p> <p>担当課 健康課 委員会事務局</p>	<p>(健康課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 医療ボランティアの受入れ及び調整 医療機関等の被害調査及び応急対策 医療救護本部設置の検討 応急救護所の設置支援 傷病者名簿等の作成 保健衛生用資機材の調達 保健医療情報の収集 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 保健衛生、感染症の予防対策 防疫活動（資機材、薬剤調達） 食品衛生及び食中毒の予防 被災者の心のケア対策及び健康管理 <p>(委員会事務局)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部内の応援 	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

部	事 務 分 掌	部	事 務 分 掌	
<p>環境対策部</p> <p>部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課</p>	<p>(生活環境課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 応急仮設トイレの設置及び管理 し尿の緊急汲み取り 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 災害廃棄物対策 <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等 各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、火葬等 部内の応援 <p>(保険医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 部内の応援 	<p>環境対策部</p> <p>部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課</p>	<p>(生活環境課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 応急仮設トイレの設置及び管理 し尿の緊急汲み取り 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 災害廃棄物対策 <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等 各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、火葬等 部内の応援 <p>(保険医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 部内の応援 	
<p>農林対策部</p> <p>部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課</p>	<p>(農政課・農地整備課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） ため池の被害調査及び応急対策 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 治山施設の被害調査及び応急対策 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 被災農家に対する農業共済金の支払 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 被災農畜産業者に対する資金の融資 穀物の調達 <p>(商工観光課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 観光施設の被害調査及び応急対策 商工業被害等の調査 商工業関係機関及び団体との連絡調整 被災者の雇用の促進要請 中小企業等の災害復旧資金の融資 部内の応援 	<p>農林対策部</p> <p>部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課</p>	<p>(農政課・農地整備課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） ため池の被害調査及び応急対策 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 治山施設の被害調査及び応急対策 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 被災農家に対する農業共済金の支払 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 被災農畜産業者に対する資金の融資 穀物の調達 <p>(商工観光課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 観光施設の被害調査及び応急対策 商工業被害等の調査 商工業関係機関及び団体との連絡調整 被災者の雇用の促進要請 中小企業等の災害復旧資金の融資 部内の応援 	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>建設対策部</p> <p>部長 都市整備部長</p> <p>副部長 土木課長</p> <p>担当課 都市政策課 土木課 加古川整備推進室</p>	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 管理施設の被害調査及び応急対策 建設業者等への協力要請 住家、人の被害調査（認定） 被災建物の応急危険度の判定 交通規制の指示及び実施 応急対策用資機材の調達 公共施設に関する被害調査及び応急対策 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 応急仮設住宅の建設 民間住宅等のあっせん等住宅確保 被災住宅に係る支援 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 災害救助法による住宅の応急修理 	<p>建設対策部</p> <p>部長 都市整備部長</p> <p>副部長 土木課長</p> <p>担当課 都市政策課 土木課</p>	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 管理施設の被害調査及び応急対策 建設業者等への協力要請 住家、人の被害調査（認定） 被災建物の応急危険度の判定 交通規制の指示及び実施 応急対策用資機材の調達 公共施設に関する被害調査及び応急対策 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 応急仮設住宅の建設 民間住宅等のあっせん等住宅確保 被災住宅に係る支援 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 災害救助法による住宅の応急修理 	
<p>上下水道対策部</p> <p>部長 上下水道部長</p> <p>副部長 管理課長</p> <p>担当課 管理課 工務課</p>	<p>(管理課・工務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 緊急時の活動用水供給 飲料水確保及び供給 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 応急給水計画の作成及び実施 資機材等の調達 水質検査等の実施 浸水対策 排水施設の管理及び運転 水道料金等の減免及び徴収猶予 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡 	<p>上下水道対策部</p> <p>部長 上下水道部長</p> <p>副部長 管理課長</p> <p>担当課 管理課 工務課</p>	<p>(管理課・工務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 緊急時の活動用水供給 飲料水確保及び供給 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 応急給水計画の作成及び実施 資機材等の調達 水質検査等の実施 浸水対策 排水施設の管理及び運転 水道料金等の減免及び徴収猶予 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡 	
<p>教育対策部</p> <p>部長 教育長</p> <p>副部長 教育振興部長 こども未来部長</p> <p>担当課等 教育委員会各課</p>	<p>(教育委員会各課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保の指示 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 所管施設の被害調査及び応急対策 被災者に対する炊き出し等の協力 被災者に対する救援物資の配布 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 避難者の情報の取りまとめ及び管理 学校給食施設との連絡調整 県教育委員会及び関係機関への報告 災害による応急教育施設及び教育の確保 災害救助法による学用品の給与 園児の保護及び応急保育 被災園児、児童、生徒の保護・援護 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 文化財等の被害調査及び応急対策 	<p>教育対策部</p> <p>部長 教育長</p> <p>副部長 教育振興部長 こども未来部長</p> <p>担当課等 教育委員会各課</p>	<p>(教育委員会各課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保の指示 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 所管施設の被害調査及び応急対策 被災者に対する炊き出し等の協力 被災者に対する救援物資の配布 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 避難者の情報の取りまとめ及び管理 学校給食施設との連絡調整 県教育委員会及び関係機関への報告 災害による応急教育施設及び教育の確保 災害救助法による学用品の給与 園児の保護及び応急保育 被災園児、児童、生徒の保護・援護 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 文化財等の被害調査及び応急対策 	

<p>病院部</p> <p>部長 病院事業管理者</p> <p>副部長 病院事業部事務局長</p> <p>担当課等 病院各課</p>	<p>(病院各課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援 	<p>病院部</p> <p>部長 病院事業管理者</p> <p>副部長 病院事業部事務局長</p> <p>担当課等 病院各課</p>	<p>(病院各課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援 							
<p>消防部</p> <p>部長 消防団長</p> <p>副部長 消防団副団長</p> <p>担当課等 消防団</p>	<p>(消防団)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査 	<p>消防部</p> <p>部長 消防団長</p> <p>副部長 消防団副団長</p> <p>担当課等 消防団</p>	<p>(消防団)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査 							
<p>第4 現地災害対策本部（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供（略）</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: center;">気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 30%;">注意報名</td> <td style="width: 60%;">基 準 等</td> </tr> </table>		区分	注意報名	基 準 等	<p>第4 現地災害対策本部（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供（略）</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: center;">気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 30%;">注意報名</td> <td style="width: 60%;">基 準 等</td> </tr> </table>		区分	注意報名	基 準 等	
区分	注意報名	基 準 等								
区分	注意報名	基 準 等								

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

気象注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.4、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.1）、東条川流域（6、15.5） 千鳥川流域（5、10.6）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温(最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下
着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	
気象警報	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数17 土壌雨量指数135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.3、千鳥川流域15.5、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（6、11.8）、三草川流域（6、9.3）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。
(3)～(5) (略)

＜改 正 後＞

気象注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.4、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.1）、東条川流域（6、15.5） 千鳥川流域（5、10.6）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温(最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下
着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	
気象警報	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.3、千鳥川流域15.5、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（6、11.8）、三草川流域（6、9.3）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。
(3)～(5) (略)

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正
(気象庁による発表基準変更に伴う修正)

2 河川情報

2 河川情報

(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値
 神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>
<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

(2) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水警報（発表）」又は	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水警報（発表）」又は	「氾濫発生情報」 又は	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生

県地域防災計画に伴う追記

数字のずれ

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

「洪水警報」	_____	_____	している状況であり、命を守るための最善の行動をとる_____必要があることを示す警戒レベル5に相当。	「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報（氾濫水の予報）</u> 」	_____	している状況であり、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある</u> ことを示す警戒レベル5に相当。	
	「氾濫危険情報」	_____	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。_____避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難</u> が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 _____ ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 <u>は危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	_____避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> 、避難に備え_____自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・_____氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。 		「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生情報</u>、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。 		
<p>対 象 区 域（略） 基準となる水位観測所と水位（略）</p>				<p>対 象 区 域（略） 基準となる水位観測所と水位（略）</p>				<p>数字のずれ</p> <p>数字のずれ</p>
<p>(2) 水防警報（略）</p> <p>(3) 水位情報の通知及び周知（略）</p> <p>(4) 水防指令（略）</p> <p>3 土砂災害に係る情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が</p>	<p>(3) 水防警報（略）</p> <p>(4) 水位情報の通知及び周知（略）</p> <p>(5) 水防指令（略）</p> <p>3 土砂災害に係る情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が</p>							

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は_____大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(2) _____大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル） 気象台が防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）：_____避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：_____避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>4 その他情報（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 市民_からの問い合わせに対する回答 市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 	<p>共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）_____で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(2) <u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）_____ 気象台が_____防災気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、_____危険度が<u>高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <p>・「<u>災害切迫</u>」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u> ・「_____危険」（_____紫）：<u>危険な場所からの避難</u>が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所からの避難</u>が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u>、避難に備え_____自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>4 その他情報（略）</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 市民<u>等</u>からの問い合わせに対する回答 市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	---

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

・災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由
 ・電話番号その他の連絡先
 ・世帯の構成
 ・り災証明書の交付の状況
 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
 (3) り災証明書の交付（略）

第3節・第4節（略）

第3章 円滑な災害応急活動の展開
 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

第1節～第3節（略）

第4節 避難対策
 大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令
 (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
 (2)～(7)（略）

2 発令の基準
 避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

基準（略）

(1) 洪水
 洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川	左記以外の中 小河川等
----	--------	---------------	----------------

・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 ・電話番号その他の連絡先
 ・世帯の構成
 ・り災証明書の交付の状況
 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
 (3) り災証明書の交付（略）

第3節・第4節（略）

第3章 円滑な災害応急活動の展開
 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

第1節～第3節（略）

第4節 避難対策
 大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令
 (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
 (2)～(7)（略）

2 発令の基準
 避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

基準（略）

(1) 洪水
 洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川	左記以外の中 小河川等
----	--------	---------------	----------------

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

現 行			改 正 後			修正理由												
警戒レベル	警戒内容	発令基準	警戒レベル	警戒内容	発令基準													
警戒レベル3	高齢者等避難	加古川(板波)	加古川(板波)	東条川(吉井上流)	千鳥川(家原)	字句の削除												
		加古川水系東条川(吉井上流)	加古川水系千鳥川(家原)	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路														
		基準観測点の水位が避難判断水位(板波:4.20m)に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合	基準観測点の水位が避難判断水位(吉井上流:3.30m、家原:2.70m)に到達した場合	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路														
警戒レベル4	避難指示	水害リスクラインで避難判断水位超過相当(赤)が市内に出現した場合	洪水警報の危険度分布で警戒(赤)が市内に出現した場合	水害リスクラインで避難判断水位超過相当(赤)が市内に出現した場合	洪水警報の危険度分布で警戒(赤)が市内に出現した場合	字句の削除 避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正												
		堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合	堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合															
		基準観測点の水位が氾濫危険水位(板波:5.00m)に到達し、 氾濫危険情報が発表された場合	基準観測点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、吉井上流:3.90m、家原:3.10m)に到達した場合	氾濫危険水位(板波:5.00m)に到達し、 <u>又は水位予測に基づき、水位の上昇が見込まれて</u> 氾濫危険情報が発表された場合	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、吉井上流:3.90m、家原:3.10m)に到達した場合													
警戒レベル5	緊急安全確保	水害リスクラインで氾濫危険水位超過相当(紫)が市内に出現した場合	洪水警報の危険度分布で非常に危険(うす紫)が市内に出現した場合	水害リスクラインで氾濫危険水位超過相当(紫)が市内に出現した場合	洪水警報の危険度分布で <u>危険(紫)</u> が市内に出現した場合	避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正												
		堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合	堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合															
		氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合	市内に大雨特別警報(浸水害)が発表された場合	氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合	市内に大雨特別警報(浸水害)が発表された場合													
(2) 土砂災害 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。			(2) 土砂災害 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> ・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で非常に危険(うす紫)が出現した場合(土砂災害警戒情報の基準に到達していることが予想される場合) ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変) </td> </tr> </tbody> </table>			区分	発令基準	警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合	警戒レベル4 避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で非常に危険(うす紫)が出現した場合(土砂災害警戒情報の基準に到達していることが予想される場合) ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> ・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で<u>危険(紫)</u>が出現した場合 ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変) </td> </tr> </tbody> </table>			区分	発令基準	警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合	警戒レベル4 避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で <u>危険(紫)</u> が出現した場合 ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変)	
区分	発令基準																	
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合																	
警戒レベル4 避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で非常に危険(うす紫)が出現した場合(土砂災害警戒情報の基準に到達していることが予想される場合) ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変)																	
区分	発令基準																	
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合																	
警戒レベル4 避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で <u>危険(紫)</u> が出現した場合 ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変)																	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

		化等)が発見された場合			化等)が発見された場合	
警戒 レベル5	緊急安全 確保	・市内に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合	警戒 レベル5	緊急安全 確保	・市内に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・ <u>土砂災害の危険度分布で災害切迫（黒）が出現した場合</u> ・土砂災害の発生が確認された場合	
(3) ため池災害 (略)			(3) ため池災害 (略)			
3・4 (略)			3・4 (略)			
第2 避難誘導			第2 避難誘導			
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)			
(4) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める_____。			(4) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める <u>(地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く)</u> 。			県地域防災計画に伴う修正
(5) (略)			(5) (略) -			
第3・第4 (略)			第3・第4 (略)			
第5 避難所の運営			第5 避難所の運営			
1・2 (略)			1・2 (略)			
3 避難所の運営			3 避難所の運営			
(1) 避難所_開設時には、 <u>あらかじめ職員派遣計画を定め</u> 、迅速に対応するものと_____する。 また、避難所の運営について、女性の参画を得て_____、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、 <u>地区（自治会）、自主防災組織等と協力</u> _____して、円滑な初動対応を図る。			(1) 避難所_開設時には、_____職員派遣計画 <u>に基づき</u> 、迅速に、 <u>避難所ごとに担当職員を配置</u> する。 また、避難所の運営について、女性の参画を <u>推進するとともに</u> 、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、_____自主防災組織、 <u>専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携</u> して、円滑な初動対応を図る。			県地域防災計画に伴う修正
(2)～(7) (略)			(2)～(7) (略)			
(8) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (→「第3章 第9節 <u>災害時要援護者支援対策</u> 」の項を参照)			(8) <u>要配慮者</u> _____に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (→「第3章 第9節 <u>要配慮者</u> 支援対策」の項を参照)			「要配慮者」への字句の修正
(9)～(13) (略)			(9)～(13) (略)			
4・5 (略)			4・5 (略)			
6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用			6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用			
(1) (略)			(1) (略)			
(2) <u>災害時要援護者</u> のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。			(2) <u>要配慮者</u> _____のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。			「要配慮者」への字句の修正
7 避難所広報			7 避難所広報			
避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。 <u>災害時要援護者</u> を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をできるように配慮する。			避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。 <u>要配慮者</u> _____を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をできるように配慮する。			「要配慮者」への字句の修正
8・9 (略)			8・9 (略)			

<p>第6 避難所設備の整備</p> <p>1 スペースの配置 (略)</p> <p>2 設備・備品の整備 避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。 特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮する。</p> <p>■避難所の設備(例) (略)</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与 (1)～(6) (略) (7) 入居者の認定 ① (略) ② 高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮する。 (8)・(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 食料の輸送・配布等 (1) (略) (2) 供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。 配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。 ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない災害時要援護者等にあつては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。</p> <p>5 炊き出し (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p>	<p>第6 避難所設備の整備</p> <p>1 スペースの配置 (略)</p> <p>2 設備・備品の整備 避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。 特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。</p> <p>■避難所の設備(例) (略)</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与 (1)～(6) (略) (7) 入居者の認定 ① (略) ② 高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。 (8)・(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 食料の輸送・配布等 (1) (略) (2) 供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。 配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。 ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない要配慮者等にあつては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。</p> <p>5 炊き出し (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p>
---	--	--

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム_____等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (5) (略)</p> <p>2 巡回栄養相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、<u>災害時要援護者</u>はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 食品衛生対策 (略)</p> <p>第3 感染症対策</p> <p>災害発生時における感染症対策について定める。</p> <p>1 感染症対策 (1)～(6) (略) (7) 避難所の感染症対策指導等 県感染症対策担当職員_____と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。 (8) 報告 _____加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。</p> <p>2 その他 (略)</p> <p>第4 遺体の火葬等 (略)</p> <p>第8節 生活救援対策 (略)</p>	<p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の<u>要配慮者</u>をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム<u>(DPAT)</u>等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (5) (略)</p> <p>2 巡回栄養相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、<u>要配慮者</u>はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 食品衛生対策 (略)</p> <p>第3 感染症対策</p> <p>災害発生時における感染症対策について定める。</p> <p>1 感染症対策 (1)～(6) (略) (7) 避難所の感染症対策指導等 県感染症対策担当職員<u>(加東健康福祉事務所)</u>と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。 (8) 報告 <u>感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合</u>、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。</p> <p>2 その他 (略)</p> <p>第4 遺体の火葬等 (略)</p> <p>第8節 生活救援対策 (略)</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正 県地域防災計画に伴う修正</p> <p>「要配慮者」への字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

第9節 災害時要援護者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供（略）

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿_____を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要援護者トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援（略）

(4) 避難所の確保

災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③・④（略）

4 住まい支援

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。

(2)（略）

5・6（略）

7 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行う。

第9節 要配慮者 支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者_____に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供（略）

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援（略）

(4) 避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者_____用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要配慮者_____のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③・④（略）

4 住まい支援

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者_____の状況や利便性に配慮する。

(2)（略）

5・6（略）

7 要配慮者利用施設_____に対する指導・助言

介護保険施設等の要配慮者利用施設_____における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行う。

「要配慮者」への字句の修正

県地域防災計画に伴う修正
「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者利用施設」への字句の修正

第10節 愛玩動物の収容対策（略）

第11節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第1 災害広報

1 基本方針（略）

2 市における広報体制等

(1)・(2)（略）

(3) 広報の実施

①（略）

② 市民に対する広報

ア～エ（略）

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第9節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第9節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

第2・第3（略）

第12節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第1 ガレキ処理

(1) 災害発生後の対応（略）

(2) 処理作業過程

①・②（略）

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(3) その他（略）

第2・第3（略）

第10節 愛玩動物の収容対策（略）

第11節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第1 災害広報

1 基本方針（略）

2 市における広報体制等

(1)・(2)（略）

(3) 広報の実施

①（略）

② 市民に対する広報

ア～エ（略）

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者 支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者 支援対策」の項を参照）

第2・第3（略）

第12節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第1 ガレキ処理

(1) 災害発生後の対応（略）

(2) 処理作業過程

①・②（略）

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他（略）

第2・第3（略）

「要配慮者」への字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

第13節～第15節（略）

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保（略）

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス(株)の応急対策

- (1) 災害発生直後の対応
 - ① 応急対策要員の動員
 - ア 大阪ガス(株)の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫導管本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫導管本部内に対策本部を設置することとする。
 - イ・ウ（略）
 - ② 情報の収集伝達
 - ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。
 - イ（略）
 - ウ 兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。
- ③・④（略）

2 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策（略）

第3 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1～3（略）

第13節～第15節（略）

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保（略） -

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)の応急対策

- (1) 災害発生直後の対応
 - ① 応急対策要員の動員
 - ア 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。
 - イ・ウ（略）
 - ② 情報の収集伝達
 - ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。
 - イ（略）
 - ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。
- ③・④（略）

2 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策（略）

第3 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1～3（略）

4 楽天モバイル(株)の応急対策

- (1) 情報収集と連絡
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。
 - ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係 事業所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p>(2) 警戒措置</p> <p><u>災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u></p> <p>(3) 重要通信の疎通確認</p> <p><u>① 災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</u></p> <p><u>② 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u></p> <p>(4) 災害時における広報</p> <p><u>① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p><u>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u></p> <p>(5) 対策組織の確立</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請</u></p> <p>(6) 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p><u>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u></p> <p>(7) 災害時における災害対策用資機材の確保</p> <p><u>予備品、貯藏品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。</u></p> <p>(8) 設備の応急復旧</p> <p><u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p>	
<p>第4・第5 (略)</p>	<p>第4・第5 (略)</p>	
<p>第17節～第22節 (略)</p>	<p>第17節～第22節 (略)</p>	
<p>第4章 大規模事故等災害応急対策計画</p> <p>大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。</p> <p>第1節 基本対策</p> <p>市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。</p> <p>第1 組織の設置</p>	<p>第4章 大規模事故等災害応急対策計画</p> <p>大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。</p> <p>第1節 基本対策</p> <p>市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。</p> <p>第1 組織の設置</p>	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故) 災害対策本部」という。）を設置する。

市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故) 災害対策本部」という。）を設置する。

1 設置基準等 (略)

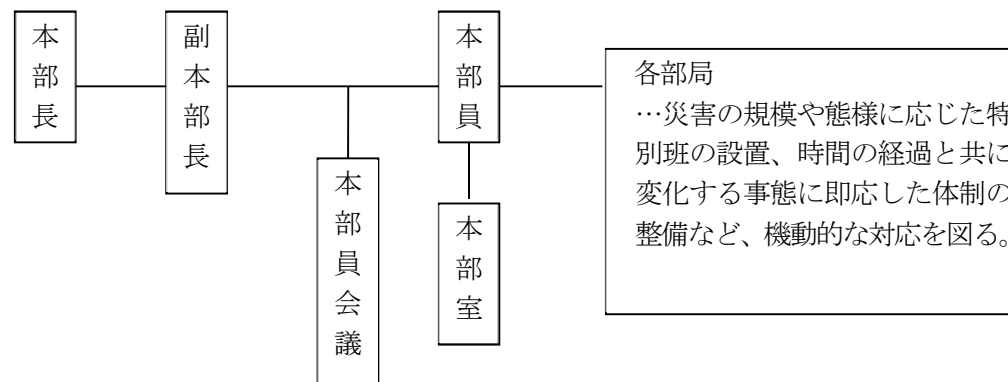
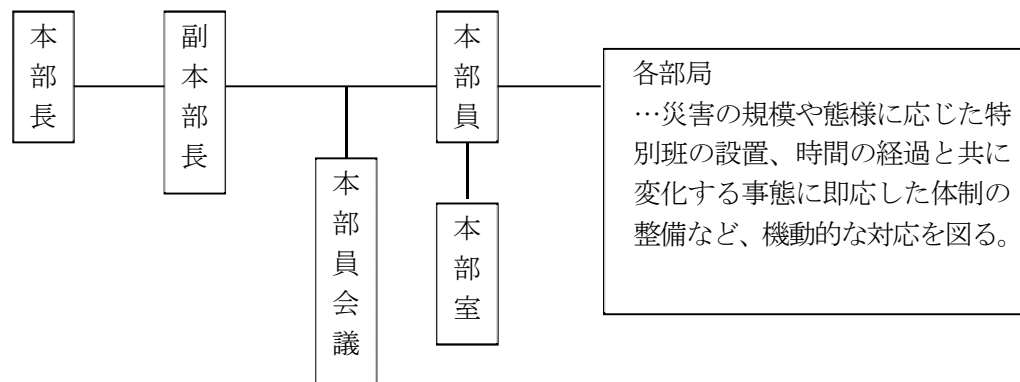
2 組織体制

(事故) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

1 設置基準等 (略)

2 組織体制

(事故) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。



本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長及び秘書室長
各部署	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長及び秘書広報課長
各部署	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位)役職名

①～③ (略)

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位)役職名

①～③ (略)

第2 配備、動員 (略)

第2 配備、動員 (略)

第2節～第11節 (略)

第2節～第11節 (略)

第5章 個別対策

第5章 個別対策

大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。

大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。

第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策 (略)

第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策 (略)

加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正

<p>第2 原子力事故災害応急対策</p> <p>1 通報・伝達・情報提供</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。 なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。</p> <p>① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。 なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策 (略)</p>	<p>第2 原子力事故災害応急対策</p> <p>1 通報・伝達・情報提供</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。 なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。</p> <p>① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。 なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策 (略)</p>	<p>「要配慮者」への字句の修正</p>
<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 災害公営住宅の建設</p> <p>災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入居基準</p> <p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。</p> <p>(2) 当該災害発生後3箇年は政令月収が21.4万円 _____以下の世帯であること。 (政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)</p> <p>(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。 (ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。)</p> <p>4 住宅建設に伴い必要となる諸対策 (略)</p> <p>第4章 災害義援金の募集等 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 災害公営住宅の建設</p> <p>災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入居基準</p> <p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。</p> <p>(2) _____政令月収が公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。 (政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 住宅建設に伴い必要となる諸対策 (略)</p> <p>第4章 災害義援金の募集等 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

第5編 災害復興計画（略）

第5編 災害復興計画（略）